

設計変更ガイドラインに含まれるもの

■ 条件明示の手引き（案）

現地条件等について、条件明示されているかを確認します。

- ・搬入路の使用中及び使用後に配慮すべき事項がある場合
 - ・占用物件等の工事支障物件がある場合
- など



■ 設計照査ガイドライン

設計照査の考え方や設計変更が必要な項目について、

チェックリストを使って照査が必要な項目を共有します。

- ・設計図書の照査の基本的な考え方
 - ・照査の範囲を超えるもの（事例）
 - ・受発注者間でのやり取り
- など



■ 工事一時中止に係るガイドライン（案）

工事一時中止の手続きの流れや、請負代金額又は工期の変更ができるケース等、また、増加費用の考え方や、必要な書類について記載しています。



しっかり読んで、受発注者が対等な立場で
設計変更を行いましょう。

★ 設計変更ガイドラインの入手はコチラ ★

HP : <http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000027.html>

【ガイドラインに関する問い合わせ先】

国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術管理課

TEL : 048-601-3151 (代)



知らないきゅう
損々
知って得する

活用ガイド 設計変更ガイドライン

『設計変更ガイドライン』とは…

設計変更に係る業務の円滑化を図るために、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れについて示したものです。

設計変更の時に、受注者に役立つ情報が満載です。

また、設計変更以外のことについても解説しています。

『活用ガイド』とは…

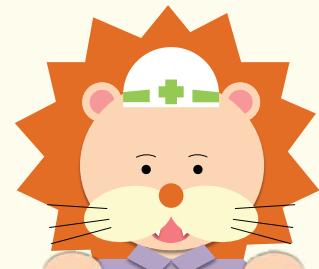
『設計変更ガイドライン』については、契約図書の一部として、運用していますが、まだまだ認知度が低いのが現状です。

『活用ガイド』では、『設計変更ガイドライン』を広く周知し、ご理解いただき、納得のいく設計変更とするためのポイントを紹介しています。

関東地方整備局の工事を受注された際は、『活用ガイド』と『設計変更ガイドライン』を必ずお読み下さい。

本紙は概要となりますので…

ガイドライン本文は、裏面に掲載の、
URLまたはQRコードから、ご確認ください。



名前 | ガイドらいおん

土木工事に関する設計変更ガイドラインの普及のために活動するらいおん。

『設計変更ガイドライン』は…

施工条件を明示し、施工条件に変更が生じたら適切な設計変更をしてほしい。

照査の範囲を超える設計変更の業務に対して
対価を支払ってほしい。

…などの受注者の声を受けて作成しています。

知ってトクする4つのポイント

ポイント① 変更事例が記載されています

よくある項目について、以下に4事例を抜粋しています。

『設計変更ガイドライン』には、全18事例が記載されています。

4-4 施工方法等の変更

変更事例

現地切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。これにより、昼間とは別に夜間作業に伴う交通整理員の配置が必要となった。

設計での仕様・施工条件

当初設計
・「全作業は昼間作業」という施工時間帯が施工条件として示されている。また、車両出入口の箇所数と交通整理員の人数が示されていた。

Point
当初の特記仕様では作業が昼間を前提としており、交通整理員の配置も昼間のみであった。しかし、警察協議により夜間作業に条件変更となつたため設計変更の対象とする。

4-6 施工方法等の変更

変更事例

当初設計では、掘削にあたり水替えポンプを想定していたが、予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計
・当初設計図面には水替えポンプの規格と数量が示されていた。Φ○○×台数を想定しているが、これによりがいる場合は、監督員と協議。と示されてた。

Point
一般工事の施工条件は、たとえ常識的な範囲であっても、具体的な数値等を設計図書に明示しておくことが望ましい。

1-2 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

変更事例

当初想定していた支持地盤が試験坑の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明したので、基礎工の構造を変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計
・設計図書には土質柱状図及び支持地盤等ない岩盤等が示されていた。
Point
岩盤推定のためのボーリングはシャストボーリングで行われているとは限らないので試験坑で確認することは有効。

94

2-1 工事目的物の追加

変更事例

埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計
・既設管は、設計図書には示されておらず、その対処方法については監督員が用途指示する。
Point
工事に影響する可能性が大きいため特記仕様書又は図面には「存在」を記しておき、設計変更の対象とする可能性を示唆しており、施工過程での調査内容については速やかに監督員に通知し、その確認を請求すること。契約書第18条(条件変更等)

96

ポイント② 変更概算額を明記することになっています

『指示書』（先行指示等）に、設計変更に伴う概算金額を記載します。
また、概算金額が記載出来ない場合には、その理由を記載します。

※どのような金額を記載するのか、発注者の指示の場合、協議により
変更となる場合など、状況によって記載の仕方が変わります。

ポイント③ 変更額が30%を超える場合も適切に変更します

変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行います。

※30%を超えたからといって、設計変更をしないことはありません。

ポイント④ 照査の事例が記載されています

設計変更が可能なケースとして、

- ・現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。
又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ・現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
- ・土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造設計図面作成。

など12事例が記載されています。

条件を確認し、適切な設計変更を行いましょう。

